

次世代法に基づく 医療法人東陽会 行動計画書

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 8月 1日 ~ 平成35年 7月31日までの 5 年間

2. 内容

目標1：平成35年3月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

【対策】

- 平成31年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成35年度～ 制度の導入、管理職研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

【対策】

- 平成32年4月～ 相談窓口の設置についての検討
- 平成33年4月～ 相談員の検討
- 平成35年4月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間20日以上とする。

【対策】

- 平成30年7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 平成32年4月～ 社内労働安全衛生委員会での検討開始
- 平成33年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 平成35年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取組の開始。